



市・県民税申告と確定申告の準備はお早めに

問 税務課 市民税係

☎ 773・6668

申告期間

2月16日(水)～3月15日(火)

所得税の確定申告書は自分で作成しましょう

確定申告は、1月1日～12月31日の1年間に生じたすべての所得金額と、それに対する所得税を計算して、自発的に申告する制度です。

確定申告書の3つの作成方法 手書き用の確定申告書

1月下旬から、税務課、大和・塩沢市民センターに用意します。

e-Tax (国税電子申告)

2つの方式でパソコン・スマートフォンから電子申告ができます。添付書類の省略や還付手続きが早いなどの利点があります。

① マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとIC

カードリーダーライターを用いて申告

② ID・パスワード方式

事前に税務署で発行したe-TaxのID・パスワードを入力して申告(マイナンバーカードは不要)

国税庁ウェブサイト

インターネットに接続があるパソコンとプリンターがあれば、「確定申告書等作成コーナー」を検索し、手順に従って確定申告書を作成・印刷できます。(1月上旬から)

ウェブサイトで作成の利点
・ e-Taxと違い、ICカードリーダーライターやマイナンバーカード、ID・パスワードが不要
・ ウェブサイトの手順に従い入力すると、所得金額や税額が自動計算されるため、入力漏れやミスを防げる
・ 収支内訳書や決算書の作成も可能

・ 申告相談会場に行く必要がない

確定申告書の提出方法

作成した確定申告書と所得控除資料、収支内訳書など各種必要書類を封筒に入れ、ご提出ください。また、マイナ

ナンバーを証明する書類と身元確認書類(運転免許証など)の写しが必要です。

提出場所

小千谷税務署(郵送可)、
税務課、大和・塩沢市民センター、市民会館 多目的ホール(市の申告相談会場)

※還付申告のみ、小千谷税務署で1月から受け付けます

市・県民税申告書

市報2月1日号と同時に全戸配布するほか、税務課と大和・塩沢市民センターに用意します。

収支内訳書などの書き方相談

農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、減価償却費の計算などの相談に応じます。

受付 税務課、大和・塩沢市民センター
期 1月18日(火)～2月15日(火)
※土・日曜日、祝日は除く

市・県民税申告と確定申告の 申告相談開催

市・県民税申告書や、確定申告書の作成が難しい人を対象に、申告会場を設けます。

必要書類を完成させて持参するとスムーズです。

注意事項

・ マスクの着用と体温測定、アルコール消毒にご協力ください。体調不良の場合は来場をお控えください。
・ 混み具合により、入場人数の制限や早めに受け付けを終了する場合があります。
・ 新型コロナウイルスの影響により、開催状況が急に変わります。
・ 自宅での作成や電子申告が可能な人は、なるべく来場をお控えください。

会 市民会館1階多目的ホール
期 2月16日(水)～3月15日(火)
※土・日曜日、祝日は除く

受付時間

午前9時～11時、
午後1時～4時
休日相談日時
2月20日(日)、3月6日(日)
午前9時～11時

市の申告相談会場でe-Tax を推進します

確定申告は、申告者自身による作成・提出が基本です。国税庁は、操作が簡単で計算間違いの無い、e-Taxの利用を勧めています。市の申告

会場では、国税庁e-Taxコーナーを設けます。

マイナンバーカードやID・パスワードと、申告に必要な書類を事前に用意し持参すると、申告会場にあるe-Tax端末から自分で電子申告ができます。(紙面の申告書の提出不要)

マイナンバーカードやID・パスワードの準備が無くても、国税庁ウェブサイトを使用して確定申告書を自分で作成・印刷し、完成した申告書の提出もできます。
※入力補助する職員を配置します。確定申告をする人は、ぜひご利用ください

間違いの多い事例

・ 年末調整時に扶養を申告し、源泉徴収票にその記載があっても確定申告書に未記入の場合は、扶養が取り消されます。確定申告書にも扶養をご記入ください。(年末調整後、市・県民税申告を行う場合も同様)

・ 被扶養者は、1人の扶養にしかありません。家族間で重複がないように申告してください。